

事 務 連 絡

平成29年10月5日

岡山県医師会長 様

中国四国厚生局岡山事務所長

妥結率に係る報告について

医療保険行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長通知）により、妥結率の割合を毎年10月に地方厚生（支）局長へ報告することとされています（許可病床数が200床以上である病院に限る。）。《別紙参照》

つきましては、貴会の会員に対して、当該報告に係る周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、報告様式については、中国四国厚生局のウェブサイトから以下の方法により取得できますので、ご参照ください。

中国四国厚生局のウェブサイトからのダウンロードについて

掲載場所は、以下の通りです。

(URL : <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>)

◇ 中国四国厚生局トップページ ⇒ 知りたい分野から探す（+保険医療機関、保険医等） ⇒ 保険医療機関・保険薬局の方へ ⇒ 医療用医薬品の取引価格の妥結率に係る報告

【連絡先】

〒700-0907

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

中国四国厚生局岡山事務所 審査課

電話番号 086-239-1275